

社会福祉法人一乗谷友愛会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一乗谷友愛会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員ならびに評議員選任・解任委員をいう。

2 本規程でいう会議とは、理事会及び評議員会をいう。

(会議等の出席報酬等)

第3条 役員等が会議または研修に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、会議や研修の同日にあわせて法人の業務を行った場合は、当該業務の所要時間を会議や研修の所要時間に加えた合計時間をもって別表1により報酬及び実費弁償費を支払い、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が別表1の実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 会議や研修で食事を必要とした場合は、その実費を支給することができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長以外の役員等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の監査業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。監査業務で食事を必要とした場合は、その実費を支給することができる。

4 監事が指導検査への立会及び運営状況の指導等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が別表1または別表2の実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

- 6 私有車を使用した場合の交通費の実費は、燃料費と有料道路の通行料金とする。ただし、有料道路の利用は原則として施設から50キロメートル以遠の目的地の場合とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表1による報酬と、別表3による旅費等を支給することができる。ただし、別表1による実費弁償費はこれを支払わないものとする。また、移動時間は当該業務の所要時間に含まないものとする。

- 2 別表3以外に業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。
- 3 私有車を使用する場合は、第4条第6項に準ずる。
- 4 鉄道賃は、グリーン料金を支払うことができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬の上限)

第7条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(支給の形態)

第8条 報酬及び費用は、法人・施設運営のための業務にあたった都度現金にて支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

令和 7年 6月24日一部改正

別表1【会議等の出席報酬】

会議・研修・出張等	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
4時間以内	6,000円	2,000円
4時間超	10,000円	2,000円

別表2【勤務報酬】

勤務報酬	報酬（1時間あたり）	実費弁償費（日額）
最初の1時間および 1時間を超えるごとに	1,500円	2,000円

別表3【出張旅費】

交通費	宿泊費（日額）	実費弁償費
実費	実費 上限12,000円	2,000円